

別記第 11 号様式（法第 22 条の 3 第 2 項関係）

表面

12cm	
<p>第 号</p> <p>官 職 氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）第 22 条の 3 の規定による 当該職員の証</p> <p>年 月 日発行 （1 年間有効）</p> <p>厚生労働省（都道府県） ㊤</p>	写真貼付面
8cm	

裏面

この証票を携帯する者は、大麻草の栽培の規制に関する法律第 22 条の 3 の規定により立入検査又は収去を行う職権を有するものである。

大麻草の栽培の規制に関する法律抜粋

第 22 条の 3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻、大麻草の種子若しくは麻薬に関係ある場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻、大麻草の種子若しくは麻薬を無償で収去させることができる。

2 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。